

「未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口」

提案募集要項

1 趣旨

・本組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想においては、次に掲げる広域処理の基本方針を定めています。

- (1) ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進
- (2) 処理対象ごみの統一による効果的処理の推進
- (3) 効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築

・次期ごみ処理施設は、令和14年度の稼働を目標としており、今後、処理対象物の決定や用地選定、施設基本設計、環境影響評価（県条例に基づくもの）、発注仕様等の作成を経て建設工事を実施することとしています。

これに先立ち、処理対象物の検討の方向性や施設基本設計におけるごみ処理方式、余熱利用策等の設定に向け、早期に処理技術の動向や民間との連携の検討を進めていく必要があります。

・処理技術や民間との連携の提案を受け、民間事業者等の有する新しいごみ処理技術の導入や連携協力により事業を実施することで、基本方針として定めた環境面、資源循環、経費の削減等について、より効果的な施設整備・運営を目指していくこととします。

・また、併せて、この地域の民間事業者等の次期ごみ処理施設整備事業への参画を促進するとともに、次期ごみ処理施設整備計画に対する住民啓発や関心の高まりを期待しています。

2 提案募集の考え方

・次期ごみ処理施設の設置及び管理運営の検討に当たっては、最新のごみ処理技術の動向とこれに対応する分別方法の検討や地元の民間事業者が持つごみ処理に関する技術の活用、次期ごみ処理施設の運営への協力を得ることが重要です。

・このことから、民間事業者等からの提案を受け、先進的で経済的に優れた技術の導入や環境保全、資源循環等に係る公民連携協力の可能性を模索し、今後策定する施設基本設計や施設建設に係る発注仕様等（以下「基本設計等」という。）へ反映することにより、基本構想に掲げる基本方針の実現を目指します。

3 提案者の要件

提案内容の技術を有する民間事業者等、提案内容を実施する意思及び能力を有する民間事業者等とし、具体的には次のとおりとします。なお、このたびの提案は、ごみ処理施設の整備に実績のある民間事業者等、整備後に当組合とごみ処理の運営等について連携する民間事業者等を想定しているため、個人（個人で事業を営む方を除く。）については、対象としないこととします。

- ・ 民間企業、NPO 法人、ボランティア団体、公益団体等
- ・ 自治会等の圏域住民が構成員となっている団体

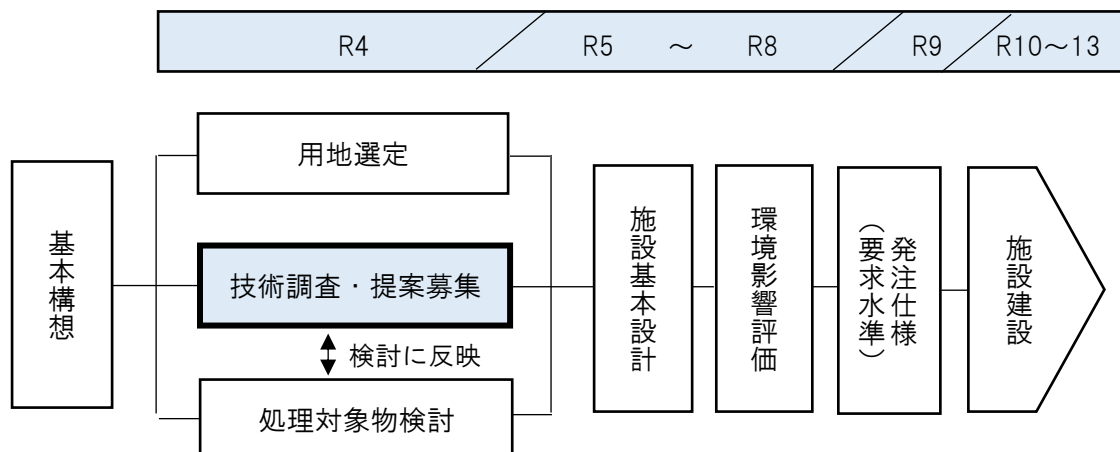
4 提案区分、提案内容等

次期ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事項について、次の提案区分ごとに募集します。

提案区分	想定される提案対象者	主な提案内容
㊦ ごみ処理技術の提案	プラントメーカー コンサルタント 等	民間事業者等が保有し、又は有効であると評価するごみ処理技術であって、環境、資源循環、経費等の面で有益な提案など (提案例) ・ごみ焼却技術やリサイクル技術等の提案（当該技術を活用するためのごみ種別・分別等を含む。） ・最終処分場の水処理技術、遮水技術等の提案 ・余熱利用技術、余熱利用施設の提案
㊧ 公民連携協力の提案	民間企業 自治会 ボランティア団体 NPO 法人 等	民間事業者等と本組合の連携により、処理効率・経費等の面において有益な提案、余熱利用等の地域産業と連携した新たな価値創出につながる提案、二酸化炭素排出削減や施設から排出された二酸化炭素の利用等の環境負荷低減につながる提案など (提案例) ・プラスチック廃棄物の直接民間処理の提案 ・古紙等の直接民間処理の提案 ・焼却灰のリサイクルの提案 ・余熱や二酸化炭素の農業利用の提案 ・環境学習、環境啓発の取組内容の提案 ・最終処分場でのビオトープ整備の提案

5 事業フローにおける本提案募集の位置付け

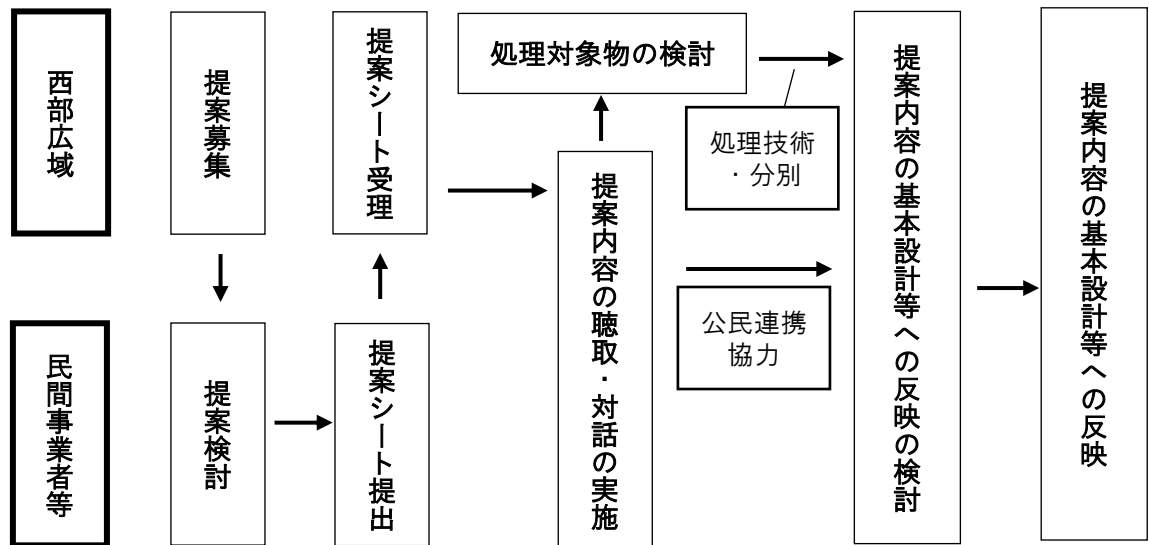
本提案募集は、基本設計等の策定に向けた「技術調査・提案募集」に位置付けるものとします。



6 提案募集の流れと提案の取扱い

(1) 基本的な流れ

提案募集から基本設計等への反映までの流れは、次のとおりです。



(2) 提案の取扱い

提案については、次のとおり基本設計等への反映を検討するものとします。また、検討結果については、提案者に対し書面により通知するものとします。

提案区分	提案の取扱い
㊦ ごみ処理技術の提案	提案者への聞き取りにより次期ごみ処理施設への適合性等の確認を行い、基本設計等への反映について、本組合と構成市町村で検討を行います。
㊧ 公民連携協力の提案	提案者との対話により、提案内容を具体化したうえで、実現可能性を模索し、基本設計等への反映について、本組合と構成市町村で検討を行います。

(3) インセンティブの設定

提案者側が事業提案及びその後の聴取・対話のために投ずる物的・人的コストに対する配慮及び当該インセンティブの設定による民間事業者等の本提案制度に対する興味・提案意欲の喚起を目的としたインセンティブの考え方は、次のとおりとします。

提案者に対する個別のインセンティブは設定しませんが、本組合が有効と認めた提案については、当該提案に含まれる技術・ノウハウ・構想等を基本設計等へ反映することとします。

7 提案書の提出等

(1) 募集期間

令和4年5月20日（金）から当面の間

(2) 提出書類

「ごみ処理技術の提案」、「公民連携協力の提案」とともに、提案シート（様式1）を提出してください。また、具体的な提案書（任意様式）、参考資料等があれば添付してください。

(3) 提出方法

提出書類は、下記提出先まで、持参、メール又は郵送にて提出してください。

(4) 提出先

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課
〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1
メール：g-seibi@tottori-seibukoiki.jp

8 留意事項

(1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からの提案は受け付けません。

(2) 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が次に該当する場合は、提案を受け付けません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
イ 書類提出時に、本組合から入札参加資格停止又は入札参加保留の措置を受けている方

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する方

エ 政治的・宗教的な関連性や要素がある提案内容

オ 公共性・公平性に問題がある等本組合が提案を受け、又は、連携を行うにあたり、ふさわしくないと判断した場合

(3) 提案内容や調整の結果により、前記(1)や(2)の事実が判明した場合、又は、その他の諸事情により、提案者との聴取・対話を行わないことがあります。

(4) 提案に関する関係者との調整には、時間がかかることがあります。

(5) 提案内容や聴取・対話の結果によっては、施設基本設計等へ反映できないことがあります。

(6) 本組合が提案への対応や基本設計等への反映に対し、法的義務を負うものではありません。

(7) 提案の成立・不成立に関わらず、本組合は提案及び聴取・対話にかかる一切の費用（企画や打ち合わせ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補てんや賠償をいたしません。

- (8) 提案後、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱うものとします。なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本組合に故意または重大な過失がある場合を除き、本組合は一切の責任を負いません。
- (9) 提案の状況は、組合ホームページにおいて公表する場合があります。また、本組合の刊行物やPR等の機会において、公表することがあります。
- (10) 提案（内容及び資料など）は、本組合、構成市町村等での検討を行うにあたり、必要な範囲で、本組合の関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。もし情報の提供を望まない内容等がある場合は、速やかに担当課までお伝えください。

9 問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1

電話：0859-21-1362 FAX：0859-56-3203

メール：g-seibi@tottori-seibukoiki.jp

様式 1

「未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口」提案募集
提案シート

令和 年 月 日

1 選定した提案区分

提案区分	<input type="checkbox"/> ごみ処理技術の提案	<input type="checkbox"/> 公民連携協力の提案
------	------------------------------------	------------------------------------

2 貴社（貴団体）の情報等

社名・団体名			
所在地			
ご担当者様	氏名		
	所属		
	電話		
	E-mail		
提案内容の聴取、対話等の希望日	第1希望：令和 年 月 日（ ）午前・午後・どちらでもよい		
	第2希望：令和 年 月 日（ ）午前・午後・どちらでもよい		
	第3希望：令和 年 月 日（ ）午前・午後・どちらでもよい		
参加予定者 (所属・氏名)			

3 提案等の内容

※ 具体的にご記入ください。

タイトル	
(概要)	
(事業効果等)	

※ 提案内容は別紙とすることも可能です。また、資料がある場合は添付してください。